

令和7年度 第1回

地域包括支援に関する会議

資料 3

3 議事

- (2) 令和6年度地域包括支援センター・統括支援センター
自己点検及び令和7年度運営方針について

地域包括支援センター自己点検・運営方針 作成手順

1 目的

地域包括支援センターの業務は、高齢者や関係機関等からの幅広い相談・支援から、介護予防に関する取り組み・支援、地域ネットワークの構築と、多岐に渡っている。

そのため、「一部の業務に偏ることなくバランスよく機能しているか」「現状を知り、課題を補っているか」等について常に確認し、今後のセンター運営に還元することを目的として、地域包括支援センター毎に、次年度に取り組むべき課題を明確にした運営方針を作成する。

なお、自己点検表及び運営方針の作成にあたっては、地域包括支援センターにおける現状や課題を、共通の指標で分析する。

2 地域包括支援センターの自己点検表について

地域包括支援センターの自己点検の対象となる具体的な業務は以下のとおり。

- ① 地域包括支援センターの運営体制
- ② 総合相談支援業務
- ③ 高齢者虐待・権利擁護対応
- ④a 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ④b 地域ケア個別会議
- ⑤ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

3 実施方法

(1) 地域包括支援センターの自己点検表の作成

各センターが評価項目毎に自己点検を行う。

センターの自己点検を実施するに当たっては、センターの職員全員がそれぞれ自らの状況を振り返った後に、全員で確認し合い、センターとしての自己点検表を作成する。

(2) 地域包括支援センター運営方針の作成

自己点検表で導き出された現状や課題、具体的な取り組み内容をもとに、今年度の運営方針に、目標の達成状況、具体的取り組み内容の結果及び評価を記載する。また、今年度運営方針の評価を踏まえて、次年度に取り組む課題を抽出し、課題解決のための目標やその内容を具体的かつ簡潔に記載する。

※センターとして取り組むべき目標や内容は、職員で十分に話し合った上で作成してください。

(3) 統括支援センターへ、自己点検表及び運営方針を提出

統括支援センターへ自己点検表及び運営方針を提出し、実施状況等を報告する。

運営方針は、今年度分（目標の達成状況、具体的な取り組み内容の結果及び評価を記載したもの）と次年度分の2種類を提出する。

(4) 自己点検表等の確認

統括支援センターは、提出された自己点検表及び運営方針の書面内容を確認の上、実施状況や現状等必要な事項について、各地域包括支援センター職員に確認する等により、内容の精査を行う。

(5) 保健福祉局へ提出

統括支援センターは、区内センターの自己点検表及び運営方針（今年度分と次年度分）をとりまとめ、保健福祉局地域福祉推進課に提出する。

(6) 保健福祉局の点検

保健福祉局地域福祉推進課は、提出された自己点検表等を確認し、内容確認が必要な場合、面談又は実地調査を行い、必要に応じて指導・助言を行う。

4 自己点検表の作成について

(1) 自己点検評価基準

「地域包括支援センター自己点検判断基準」を参考に、三段階評価を行う。

a できている（3点）

評価基準に対する視点がすべて実施できていた場合にチェックする。

b ほぼできている（2点）

評価基準に対する視点の内、80％程度できている場合にチェックする。

c まだ不十分（1点）

「a」「b」以外で、評価基準に対する視点が十分にできていない、または実施できていない場合にチェックする。

(2) 判断材料又は評価の方法

自己点検を行うに当たっては、主観的な評価ではなく、客観的な評価が重要となる。

そのため、判断基準を表す客観的なもの（ケース記録など）が、きちんと整理されているかがポイントとなる。記録など客観的に見て分かるものが未整備の場合は、「c まだ不十分」となる。

5 地域包括支援センター運営協議会への報告

保健福祉局地域福祉推進課は、各センターの自己点検及び運営方針を取りまとめ、地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援に関する会議）に報告を行う。

評価基準の構成

評価領域		評価分類		評価分類数	評価項目数
I 地域包括支援センター運営体制 【運営マニュアル2訂 p57～103】	評価の内容	1 地域包括支援センターの体制に関すること	1	3	
		2 統括支援センターとの連携	2	4	
		3 チームアプローチの実行	1	3	
		4 個人情報保護	1	4	
II 総合相談支援業務 【運営マニュアル2訂 p105～149】	評価の内容	1 初期段階での相談対応	1	3	
		2 専門的・継続的相談支援	5	14	
		3 地域におけるネットワークの構築	2	10	
		4 地域住民の実態把握	1	3	
III 高齢者虐待・権利擁護対応 【運営マニュアル2訂 p151～213】	評価の内容	1 高齢者虐待・権利擁護への対応	5	16	
IVa 包括的・継続的ケアマネジメント業務 【運営マニュアル2訂 p215～235】	評価の内容	1 個々の高齢者を継続的に支援していくための支援体制の構築業務	1	4	
		2 介護支援専門員に対する個別支援	2	6	
IVb 地域ケア個別会議 【運営マニュアル2訂 p228 p78～94】	評価の指標	1 地域ケア個別会議の構成・運営	1	3	
		2 地域ケア個別会議の活用	1	7	
V 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 【運営マニュアル2訂 p237～298】	評価の内容	1 一般介護予防事業	1	5	
		2 予防給付及び介護予防・生活支援サービス事業における介護予防ケアマネジメント	3	11	
				上記項目数	上記項目数
				28	96

統括支援センター自己点検・運営方針 作成手順

1 目的

統括支援センターの業務は、地域包括支援センターに関する事務の管理、虐待や困難事例への対応支援、市民からの直接的な総合相談への対応など多岐に渡っている。また、統括支援センターが区内の地域包括支援センターを適切に支援することで、地域包括支援センターの機能の充実に図ることができる。

そのため、統括支援センターの業務のうち、地域包括支援センターの業務の円滑化と質の向上を図る上で不可欠な「区内の地域包括支援センターの業務支援と地域とのネットワーク構築支援」が適切に行われているかを確認し、今後のセンター運営に還元することを目的として、自己点検及び運営方針を作成する。

2 統括支援センターの自己点検表について

統括支援センターの自己点検の対象となる具体的な業務は以下のとおり。

① 地域包括支援センターの業務支援

地域包括支援センターにおける「困難事例対応」「苦情対応」「緊急対応」「組織マネジメント」が適切に実施されるよう業務支援を行うこと。

② 地域とのネットワーク構築支援

地域包括支援センターの業務が円滑に実施されるよう、「関係者（団体）との情報共有」「地域のケアマネジャーとの情報共有」「包括ケア会議の活用」などを適切に行うこと。

3 実施方法

（１）統括支援センター自己点検表の作成

地域包括支援センターの自己点検表及び運営方針を参考にし、地域包括支援センター担当係長を中心に、統括支援センター職員（主任介護支援専門員、社会福祉士）と協議のうえ、自己点検表を作成する。

（２）統括支援センター運営方針の作成

自己点検表で導き出された現状や課題、具体的な取り組み内容をもとに、今年度の運営方針に、目標の達成状況、具体的な取り組み内容の結果及び評価を記載する。また、今年度の運営方針の評価を踏まえて、次年度に取り組む課題を抽出し、課題解決のための目標やその内容を、具体的かつ簡潔に記載する。

（３）保健福祉局へ提出

統括支援センターは、地域包括支援センター・統括支援センターの自己点検表及び運営方針をとりまとめ、保健福祉局地域福祉推進課に提出する。

運営方針は、今年度分（目標の達成状況、具体的な取り組み内容の結果及び評価を記載したもの）と次年度分の２種類を提出する。

（４）保健福祉局の点検

保健福祉局地域福祉推進課は、提出された自己点検表等を確認し、内容確認が必要な場合、面談又は実地調査を行い、必要に応じて指導・助言を行う。

4 自己点検表の作成について

（１）自己点検評価基準

「統括支援センター自己点検判断基準」を参考に、三段階評価を行う。

a できている（3点）

評価基準に対する視点がすべて実施できていた場合にチェックする。

b ほぼできている（2点）

評価基準に対する視点の内、80％程度できている場合にチェックする。

c まだ不十分（1点）

「a」「b」以外で、評価基準に対する視点が十分にできていない、または実施できていない場合にチェックする。

（2）判断材料又は評価の方法

自己点検を行うに当たっては、主観的な評価ではなく、客観的な評価が重要となる。

そのため、判断基準を表す客観的なもの（ケース記録など）が、きちんと整理されているかがポイントとなる。記録など客観的に見て分かるものが未整備の場合は、「c まだ不十分」となる。

5 地域包括支援センター運営協議会への報告

保健福祉局地域福祉推進課は、各センターの自己点検及び運営方針を取りまとめ、地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援に関する会議）に報告を行う。